

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

平成二十二年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

藤久自動車株式会社	（名 氏 名 称）
庄原市東城町東城三五一番地	主たる事務所又は 事業所の所在地
平成二十二年七月一日	取消年月日